

# 災害廃棄物処理に どう臨むか

2

環境省の指針を受け、現在全国で6割程度の自治体が震災廃棄物処理計画を策定している。パシフィックコンサルタンツ（東京都多摩市）ではこうした自治体の処理計画策定支援などに取り組んでいる。環境事業本部資源・環境部の日高正人技術課長は、計画策定の際には「職員も被災していることを前提に考えるべき」と指摘する。今後の震災廃棄物処理の課題としては「広域的な処理をどう行うか」を挙げる。日高氏に震災廃棄物処理計画の現状、問題点、今後検討すべき事項などを聞いた。（黒石修）

や廃棄物処理の支援をしていく中で、計画策定の必要性を国などに強く訴えていた。以来各自治体の計画策定支援や、災害時の支援のシミュレーションのシミュレーションなど取り組んできた。

「災害時には通常行っていない業務が発生するのではないか」ということで、どのように対応

ており、それを片付けなければ復興できないという状況で、どこに廃棄物を置くべきか、どこに仮置き場を作るべきかなどをシミュレーションしておく必要がある。こうしたシミュレーションの提供などを行っている。計画も最近では行動的

な計画の策定支援にまで踏み込んでいる。

「まず職員も被災してあり、通常の状態ではないということも前提に計画を策定することが重要だ。そして、命令系統を明確にして連携が取れる体制を構築しておくこと

職員が被災していること前提に  
自治体の計画策定  
支援を行っているが。

「阪神・淡路大震災が起きている中で、震災廃棄物の対応をどうしたものか、国も自治体もまとめていなかった。阪神・淡路の時

1998年に国が『震災95年の震災時から、防災道路が使用できなくな

り扱いや処理責任の所在が明確にされていなかった。しかし、阪神・淡路の際には市町村が処理できるものと位置付け、解体も含めた処理を国庫補助事業として取り扱

## 命令系統の明確化が不可欠

「阪神・淡路大震災が起きている中で、震災廃棄物の対応をどうしたものか、国も自治体もまとめていなかった。阪神・淡路の時

1998年に国が『震災95年の震災時から、防災道路が使用できなくな

り扱いや処理責任の所在が明確にされていなかった。しかし、阪神・淡路の際には市町村が処理できるものと位置付け、解体も含めた処理を国庫補助事業として取り扱

り扱いや処理責任の所在が明確にされていなかった。しかし、阪神・淡路の際には市町村が処理できるものと位置付け、解体も含めた処理を国庫補助事業として取り扱



パシフィックコンサルタンツ  
環境事業本部資源・環境部

### 日高正人氏に聞く

「現在6割程度の自治

体が策定しているようだが、その内容は大枠のみものからかなり詳細な計画までさまざまが出ているのが現状だ。最近では処理計画と行動計画をセットで策定する自治体も増え始めている。被災の経験のあるところの他は重要文化財のある地域や、十分な処理施設を持たない地域の自治体が積極的に取り組む傾向にある。計画があるかないかで、一歩目の行動が大きくなる」と指摘している。

「自治体の策定状況

「災害時の対策としては、夏場の災害をあまり経験してはならず、疫病の大発生など二次災害の対応がなされていないということがある。さらに言えば、現在の自治体の処理計画は住民を対象としたものであり、観光客、通勤・通学などの人々をどれだけスムーズに移動・非難させるかの対策が不十分だ。こうした問題について、今後国や自治体と企業が一体となって検討していく必要がある。」

（ひだか・まゆみ）